平成２２年（フ）第６２９７号
大阪府摂津市香露園10番16号
債務者　野口　倖市
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６２９９号
大阪府寝屋川市木田町15番19号
債務者　田中　和美
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６３８３号
大阪府枚方市高田２丁目24番５―306号
債務者　山田　雄大
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６４１４号
大阪府高槻市西面中２丁目10番29号
債務者　大髙　京子
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６４１７号
大阪府東大阪市新庄２丁目５番46号
債務者　池田　博子
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６４５７号
大阪府池田市住吉１丁目13番11号
債務者　古谷　弥生
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６４６８号
大阪府豊中市豊南町西１丁目18番10号
債務者　山野上勝人
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６５４２号
大阪府豊中市庄内栄町５丁目９番31号
債務者　濵田　博信
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６５４３号
大阪府東大阪市小阪本町１丁目11番１―704号
債務者　森田　　愛（旧姓島本）
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６５７３号
大阪府守口市金田町２丁目14番16―203号
債務者　松田　良子（旧姓加世田）
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６５７５号
大阪市東住吉区杭全２丁目13番10―401号
債務者　山本　昭雄
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２０２１号
北海道千歳市若草４丁目９番地の６
債務者　大福　英生
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２１６６号
札幌市手稲区前田７条12丁目５番17―401号
債務者　尾久　洋子
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２３３６号
札幌市北区北28条西４丁目３―11　アメニティ北28―206号横山方、住民票上の住所札幌市厚別区上野幌２条２丁目13番30号
債務者　嶋本　有輔
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２４４９号
札幌市東区北11条東11丁目３番19号　ヤマト電機202号
債務者　米倉　一徳
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１０５号
山形県東田川郡庄内町廻館字館舎48番地
債務者　早坂　栄一
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月28日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２１年（フ）第１０６号
山形県東田川郡庄内町廻館字館舎48番地
債務者　早坂　明美
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月28日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２２年（フ）第２７１号
群馬県高崎市竜見町257番地　市住１号棟132号
債務者　出井　政子（旧姓武井）
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月28日まで
前橋地方裁判所高崎支部